

京都市訓令甲第14号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第4項第3号中「課」の右に「（課を置かない室を含む。）」を加え、「及び歴史資料館」を「、歴史資料館及び中央卸売市場第一市場」に改め、同条第6項第2号中「ない室」の右に「及び中央卸売市場第一市場」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)